

「不当な取引行為の指定」新旧対照表（案）

現 行	改 正
<p>第1 条例第16条第1項第1号に該当する行為 1～4 (略)</p> <p>5 販売の意図を隠した接触行為</p> <p>(1) 商品売買契約等の締結を勧誘しようとして、消費者に商品売買契約等の締結の勧誘以外のことを主要な目的であるかのように装い、若しくは商品売買契約等の締結の勧誘が目的であることを明らかにせず、消費者に話しかけ、若しくは電話、電子メール、ファクシミリその他の電気通信手段若しくははがき、封書等を利用して消費者に連絡をとり、又はこれに準じた内容の広告等を用いること。</p> <p>(2) 商品売買契約等の締結を勧誘するためであることを告げず営業所等以外の場所に誘引した消費者に対し、公衆が容易に出入りできない場所で商品売買契約等の締結についての勧誘をすること。</p> <p>6 (略)</p>	<p>第1 条例第16条第1項第1号に該当する行為 1～4 (略)</p> <p>5 取引の意図を隠した接触行為</p> <p>(1) 商品売買契約等の締結を勧誘しようとして、消費者に商品売買契約等の締結の勧誘以外のことを主要な目的であるかのように装い、若しくは商品売買契約等の締結の勧誘が目的であることを明らかにせず、消費者に話しかけ、若しくは電話、電子メール、ファクシミリその他の電気通信手段若しくははがき、封書等を利用して消費者に連絡をとり、又はこれに準じた内容の広告等を用いること。</p> <p>(2) 商品売買契約等の締結を勧誘するためであることを告げず営業所等以外の場所に誘引した消費者に対し、公衆が容易に出入りできない場所で商品売買契約等の締結についての勧誘をすること。</p> <p>6 (現行に同じ。)</p>
<p>第2 条例第16条第1項第2号に該当する行為 1～10 (略)</p>	<p>第2 条例第16条第1項第2号に該当する行為 1～10 (現行に同じ。)</p>
<p>第3 条例第16条第1項第3号に該当する行為 1～9 (略)</p>	<p>第3 条例第16条第1項第3号に該当する行為 1～9 (現行に同じ。)</p>
<p>第4 条例第16条第1項第4号に該当する行為 1～6 (略)</p> <p>7 消費者の意思と異なる契約 消費者が購入の意思表示をした主たる商品等とは異なるものを契約書等に記載することにより、消費者の利益を不当に害することとなる内容の条項を含む商品売買契約等を消費者に締結させること。</p> <p>8～12 (略)</p>	<p>第4 条例第16条第1項第4号 1～6 (現行に同じ。)</p> <p>7 消費者の意思と異なる契約 消費者が取引の意思表示をした主たる商品等とは異なるものを契約書等に記載することにより、消費者の利益を不当に害することとなる内容の条項を含む商品売買契約等を消費者に締結させること。</p> <p>8～12 (現行に同じ。)</p>
<p>第5 条例第16条第1項第5号に該当する行為 1～9 (略)</p>	<p>第5 条例第16条第1項第5号に該当する行為 1～9 (現行に同じ。)</p>
<p>第6 条例第16条第1項第6号に該当する行為 1～3 (略)</p>	<p>第6 条例第16条第1項第6号に該当する行為 1～3 (現行に同じ。)</p>

「不当な取引行為の指定」新旧対照表（案）

現 行	改 正
<p>第7 条例第16条第1項第7号に該当する行為</p> <p>1 拒否等によるクーリング・オフの妨害 消費者のクーリング・オフの権利（<u>割賦販売法（昭和36年法律第159号）第4条の4第1項並びに特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第9条第1項、第24条第1項、第40条第1項、第48条第1項及び第58条第1項に規定する申込みの撤回又は商品売買契約等の解除を行う権利その他これらに類する権利</u>で、法令の規定又は契約により認められたものをいう。以下同じ。）の行使に際して、拒否し、黙殺し、若しくは威迫し、又は術策、甘言等を用いることにより、商品売買契約等の成立又は存続を強要すること。</p> <p>2～8 （略）</p> <p>9 <u>法定書面不交付</u>による権利の行使の妨害 商品売買契約等の締結に際して、法令の規定で交付が義務付けられている<u>書面を交付</u>しないこと。</p> <p>10 （略）</p>	<p>第7 条例第16条第1項第7号に該当する行為</p> <p>1 拒否等によるクーリング・オフの妨害 消費者のクーリング・オフの権利（<u>商品売買契約等の申込みの撤回、解除、取消し又は無効の主張を行う権利</u>で、法令の規定又は契約により認められたものをいう。以下同じ。）の行使に際して、拒否し、黙殺し、若しくは威迫し、又は術策、甘言等を用いることにより、商品売買契約等の成立又は存続を強要すること。</p> <p>2～8 （現行に同じ。）</p> <p>9 <u>法定書面不交付等</u>による権利の行使の妨害 商品売買契約等の締結に際して、法令の規定で交付が義務付けられている<u>書面を交付せず、又は法令の規定で通知義務が生じたときに、義務付けられている事項を通知</u>しないこと。</p> <p>10 （現行に同じ。）</p>
<p>第8 条例第16条第1項第8号に該当する行為</p> <p>1～3 （略）</p>	<p>第8 条例第16条第1項第8号に該当する行為</p> <p>1～3 （現行に同じ。）</p>